

空 乗第 2094 号 昭和 60 年 4 月 25 日
国空航第 3037 号 令和 4 年 3 月 29 日 (一部改正)

航空機関士実地試験実施基準

第1章 総 則

- 1-1 航空従事者試験官（以下「試験官」という。）が、航空方第29乗第1項及び第29条の2の規定に基づき実地試験を行う場合は、この基準によるとする。ただし、この基準により難い止むを得ない事由のため、航空局安全部安全政策課長の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 1-2 実地試験は、技能証明、技能証明の限定の変更（以下「限定変更」という。）について行う。
- 1-2-1 技能証明に係る実地試験は、模擬飛行装置、局地飛行及び路線飛行について行う。
- 1-2-2 限定変更に係る実地試験は、模擬飛行装置及び路線飛行にて行う。
- 1-3 試験官は実地試験に先立ち、受験者に次の各号の提示を求め、それぞれについて有効性等を確認しなければならない。
- 1-3-1 航空従事者にあっては技能証明書及び航空身体検査証明書
- 1-3-2 航空機乗組員飛行日誌
- 1-3-3 指定航空従事者養成施設に在籍する者にあっては、教育規定に定められた要件
- 1-4 実地試験は口述試験を実技試験とし、原則として口述試験を先に行うものとする。ただし気象予報、空港等の運用時間等を勘案し、試験官が必要と認めた場合、又は実技試験の後に追加して行う必要がある場合は、この限りでない。
- 1-5 実地試験には、受験者に教育を行い、受験者の技能が、所定の水準に達していることを証明した教官又はこれに代わる者を立ち会わせるものとする。

第2章 口述試験

- 2-1 口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、航空機関士の技能証明並びにその限定に関する実地試験実施細則（昭和60年4月25日、空乗第2094号、以下「細則」という。）に定めるところによる。
- 2-2 口述試験は1-2にて区分されたそれぞれの環境における操作に関する知識及び各系統の機能等、運航上必要な知識について行う。
- 2-2-1 口述の項目のうち、記憶を要求されている者以外の項目については資料を使用させてもよい。
- 2-2-2 実技試験中、必要に応じて口述を行う場合は、飛行状態を勘案して安全を損なわないよう留意しながら行う。

第3章 実技試験

- 3-1 実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、細則に定めるところによる。
- 3-2 実技試験は受験者が申請した型式の耐空証明を有する航空機並びに当該型式の模擬飛行装置により行う。
- 3-3 模擬飛行装置による実技試験は原則として1項目ごとに行う。ただし、系統上の関連で重複する場合にあってはこの限りでない。
- 3-3-1 模擬飛行装置による実技試験でのインストラクタ・パネルの操作は立会教官に行わせる。
- 3-3-2 科目に対する操作が終わった場合は立会教官により正常な状態に復元させる。
- 3-4 局地飛行における実技試験は原則として1項目ごとに行う。ただし試験官が同時にあってもよいと判断するときはその限りでない。
- 3-4-1 局地飛行における異常状態の設定は、試験官の指示により立会教官に行わせる。
- 3-4-2 異常状態に対する操作が終わった場合、試験官は飛行状態を勘案し、正常状態への復元を受験者に行わせる。
- 3-4-3 局地飛行における試験で受験者が複数であるときは次の要領により実技試験を行う。
- 3-4-3-1 試験官は原則として両者に出発前に受験機の飛行前点検を実施させる。ただし、機材、時間等の都合により出発前に実施できないときは、飛行終了後に実施するか又は試験官が指示する方法でこれを行わせる。
- 3-4-3-2 複数の受験者についてはそれぞれ同項目の試験を実施し、前段の受験者が全項目を終了した時点で後段の受験者と交替することを原則とする。ただし気象状態、空港条件等を勘案し、試験官は交替時期を変えることができる。
- 3-4-3-3 受験者が交替する際、後段の受験者には試験科目を実施する前に、操縦室の状況を把握させるための必要な時間を与える。
- 3-5 路線飛行における実技試験は原則として受験者1名について最低2LEGにて行う。ただし気象状態、機材及び空港等条件等の制約のあるときはこの限りでない。
- 3-5-1 その他路線飛行における実技試験は前項3-4を準用する。
- 3-6 再捜査は原則として認められない。ただし気象状態、航空交通管制等の外部要因に起因するものため、科目を満足に実施できなかった場合、又は合否の判定を明確にするため、試験官が必要と認めたときは、この限りでない。

第4章 実地試験の中止

- 4-1 実地試験において、受験者が次の各号の1に該当すると認められる場合は、試験官は実地試験を停止するものとする。
- 4-1-1 航空法等に違反する行為があったとき
 - 4-1-2 危険な操作を行ったとき
 - 4-1-3 口述試験における科目が判定基準に達しないとき
 - 4-1-4 実地試験における科目が判定基準に達しないとき
 - 4-1-5 教官が受験者に助言した場合、又は受験者が行うべき操作等を補助したとき
 - 4-1-6 その他、不正な行為があったとき

第5章 成績の判定

- 5-1 実地試験において、受験者が辞退した場合及び4-1に該当するときは不合格とし、実施すべき全科目を終了し、その成績が判定基準に達しているときを合格とする。

附則（平成23年6月29日）

この通達は、平成23年7月1日から施行する。

附則（令和4年3月29日）

この通達は、令和4年4月1日から施行する。